

## [事案 2023-13] 入院給付金支払等請求

・令和6年5月14日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたこと等を不服として、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年1月に良性頭位発作性めまいにより入院（入院①）したため、令和3年4月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ支払われた。その後、令和4年7月から線維筋痛症再燃により入院（入院②）したため給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金等が支払われず、解除の原因となった事実と因果関係があるとして入院①の給付金等を返還するよう求められた。しかし、以下の理由により、解除を無効として、入院②の給付金等の支払いと、入院①の給付金等の返還義務を負わないことの確認を求める。

(1)告知時に、募集人に対して線維筋痛症に罹患していたことを話したところ、募集人に「一度上司に聞くので空白にしておいて」と言われたため、告知書には線維筋痛症について記入しなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)約款上、告知については当社に対して書面で伝えるように定めており、募集人に対して口頭で伝えるだけでは告知をしたことにはならない。

(2)募集人は、申立人から「線維筋痛症」という病名は聞いたことはない。告知時に、治療終了から5年以上経過しているという病気について聞いた記憶はあるが、募集人は、5年以上前に治療が終わっているのなら、記入は不要である旨を回答したと記憶している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)解除の原因となった事実である線維筋痛症の一般的な身体症候としてめまいが挙げられるが、全てのめまいを線維筋痛症と関連付けることは、症候の拡大解釈と解される。良性頭位発作性めまいは、末梢性めまいの中でも最も高頻度の疾患であり、耳石器、後半規管との関連が提唱されており、原因が明らかではないとされる。入院①の良性頭位発作性めまいと、線維筋痛症との間には因果関係はなく、異なる疾患での入院と解される。

(2)裁定審査会が独自に意見を求めた外部の専門医も、上記(1)の内容に沿った見解を述べ、「良性頭位発作性めまいによる入院と、線維筋痛症との間には因果関係はないものとする」と考える。

との回答が示された。

- (3)従って、入院①の支払事由は、告知義務違反解除の原因となった事実によらなかったものと解され、約款上の「保険金もしくは給付金の支払事由（…）が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したとき」には保険金等が支払われる旨の要件を満たすことから、申立人は保険会社に対し、既に支払いを受けた給付金について返還義務を負わないこととなる。